

事務連絡
令和3年3月26日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室）御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の一部改正に係るQ&Aの送付について

平素より、社会福祉法人制度の円滑な運営にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、『社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて』の一部改正について（令和2年9月11日付け厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）（以下「一部改正通知」という。）が発出されましたが、本通知の取扱いに係るQ&Aを別添のとおり取りまとめましたので、各所轄庁におかれましては、ご了知いただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

（照会先）

厚生労働省 社会・援護局

福祉基盤課 法人指導監査係

TEL:03-5253-1111（代表）内線 2871

(別添)「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の一部改正に係るQ & A

問1 一部改正通知では、組織再編について、「結合の当事者のいずれもが、他の法人を構成する事業の支配を獲得したと認められない結合を「統合」と定義し、「統合」と判断される場合、結合組織は、結合される組織(以下「被結合組織」という。)の資産及び負債について、結合時の適正な帳簿価額を引き継ぐ方法を適用して会計処理を行わなければならない。」と規定しているが、この場合、被結合組織では結合日前日における決算手続が必ず求められることになるのか。期首に結合が行われたとみなして、被結合組織の資産及び負債を期首の適正な帳簿価額で引き継ぐことは可能か。

(答)

結合組織は、被結合組織の資産及び負債について、結合時の適正な帳簿価額を引き継ぐので、基本的には、被結合組織において結合日前日における決算手続を行うことになる。なお、被結合組織において期首から結合日までの間に重要な取引が生じておらず、被結合組織の資産及び負債を期首の適正な帳簿価額で引き継いでも結合組織の財務への影響が限定的である場合には、実務上の負担を考慮し、期首に結合が行われたとみなして、被結合組織の資産及び負債を期首の適正な帳簿価額で引き継ぐことも可能であると考えられる。

問2 一部改正通知では、組織の結合の判定において、「事業の譲受けは原則として「取得」とする。」と規定しているが、「取得」によらず「統合」と判定されるケースも想定されるのか。

(答)

事業の譲受けにあたって、結合組織が事業の財務及び経営方針を左右する能力を有せず、事業の支配を獲得していないと解される場合には、「統合」と判定される可能性がある。

問3 「統合」と判断される場合において、被結合組織における過去の誤謬の修正が必要な場合や、被結合組織の会計方針を結合組織の会計方針に統一させるための修正が必要な場合、会計処理はどのようになるか。

(答)

被結合組織における過去の誤謬の修正が必要な場合には、結合組織への引き継ぎ前に修正し、適正な帳簿価額とした上で、結合組織において結合にかかる会計処理を行う。

また、被結合組織の会計方針を結合組織の会計方針に統一させる場合、結合組織への引き継ぎ後に勘定科目残高の修正を行うことになる。

問4 「統合」と判断される場合において、結合組織が被結合組織から基本
金及び国庫補助金等特別積立金を引き継ぐ際の会計処理はどのようになる
か。

(答)

「統合」と判断される場合、結合組織は被結合組織の基本金及び国庫補助金
等特別積立金を帳簿価額で引継ぐことになる。

問5 事業の譲渡において、譲渡事業の資産と負債の純額と受取対価の差額
は会計上どのように処理するか。また、譲渡事業にかかる基本金が計上さ
れている場合、会計上どのように処理するか。

(答)

事業の譲渡において、譲渡事業の資産と負債の純額と受取対価の差額は損益
で処理することになる。また、譲渡事業にかかる基本金が計上されている場合、
事業の譲渡により、事業廃止かつ固定資産廃棄等を伴い、基本金取崩しの要件に
該当する場合は、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用
上の取扱いについて」（平成28年3月31日付け厚生労働省雇用均等・児童家
庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）「12 基本金の取り崩しについ
て」に基づき、被結合組織の基本金を取り崩すことになる。なお、基本金の対象
となる基本財産等が複数事業で共用され、被結合組織に残存する事業がある場
合など、基本金と基本財産等が個別対応しない場合は、基本財産等に占める譲渡
対象財産の割合等、合理的な基準により取崩す基本金の額を計算することにな
る。